

土壌汚染への取組の状況

1. 土壌の汚染に係る環境基準

平成 3年8月23日 環境庁告示第46号
最終改正 平成13年3月28日 環境省告示第16号

項 目	環 境 上 の 条 件
カドミウム	検液1ℓにつき0.01mg以下*であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき1mg未満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐**	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1ℓにつき0.01mg以下*であること。
六価クロム	検液1ℓにつき0.05mg以下*であること。
砒素	検液1ℓにつき0.01mg以下*であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1ℓにつき0.0005mg以下*であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1ℓにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1ℓにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1ℓにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエタン	検液1ℓにつき0.02mg以下であること。
シス-1,2-ジクロロエタン	検液1ℓにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1ℓにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1ℓにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエタン	検液1ℓにつき0.03mg以下であること。
テトラクロロエタン	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロパン	検液1ℓにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1ℓにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液1ℓにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1ℓにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液1ℓにつき0.01mg以下*であること。
ふっ素	検液1ℓにつき0.8mg以下*であること。
ほう素	検液1ℓにつき1mg以下*であること。

* カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1ℓにつき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1ℓにつき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。

**有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

土壌環境基準項目の用途の例について

項目	用途の例
カドミウム	顔料、塗料、電池、合金
全シアン	合成中間体
有機燐	殺虫剤
鉛	合金、セラミックス、電池
六価クロム	顔料、染料、金属表面処理、防腐剤
砒素	半導体、合金
総水銀	医薬品、触媒、乾電池、蛍光灯
アルキル水銀	触媒
P C B	コンデンサーの絶縁油、塗料(1972に製造禁止)
銅	電線、鋳物
ジクロロメタン	溶剤、冷媒、脱脂剤、消化剤
四塩化炭素	溶剤、洗浄剤、消火剤、しみ抜き
1, 2-ジクロロエタン	溶剤、洗浄剤、殺虫剤、医薬品
1, 1-ジクロロエチレン	塩化ビニリデン樹脂の原料
シス-1, 2-ジクロロエチレン	顔料、塗料、香料、溶剤、洗浄剤
1, 1, 1-トリクロロエタン	溶剤、洗浄剤、繊維のしみ抜き等
1, 1, 2-トリクロロエタン	溶剤、洗浄剤、潤滑剤、ワックス
トリクロロエチレン	溶剤、洗浄剤、殺虫剤、脱脂洗浄
テトラクロロエチレン	溶剤、洗浄剤、殺虫剤、ドライクリーニング
1, 3-ジクロロプロパン	農薬(土壌くん蒸剤)
チウラム	農薬(殺菌剤)
シマジン	農薬(除草剤)
チオベンカルブ	農薬(除草剤)
ベンゼン	溶剤、洗浄剤
セレン	半導体、顔料、塗料、飼料添加剤、感光体
ふっ素	防腐剤、めっき、光学ガラス、歯科用セメント
ほう素	脱酸素剤

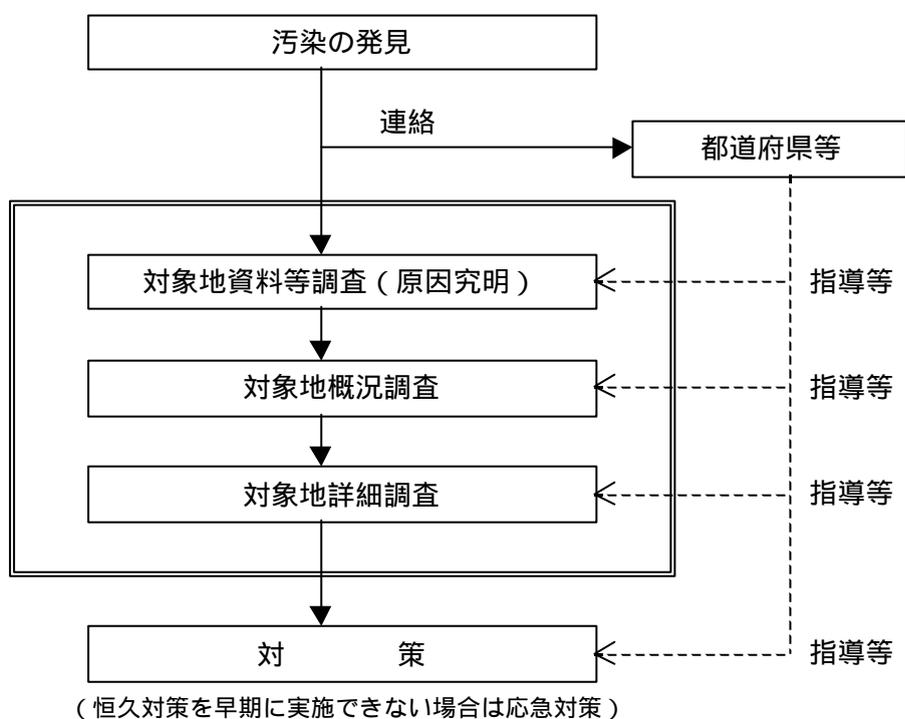
2. 「土壌・地下水汚染に係る調査・対策指針」の概要

(1) 指針に基づく土壌汚染対策

市街地における土壌汚染対策（ダイオキシン類以外）については、現在、事業者に対策の実施等を義務づける法律がなく、平成11年1月に策定した「土壌・地下水汚染に係る調査対策指針」に基づき、事業者による自主的な取組を推進しているところである。

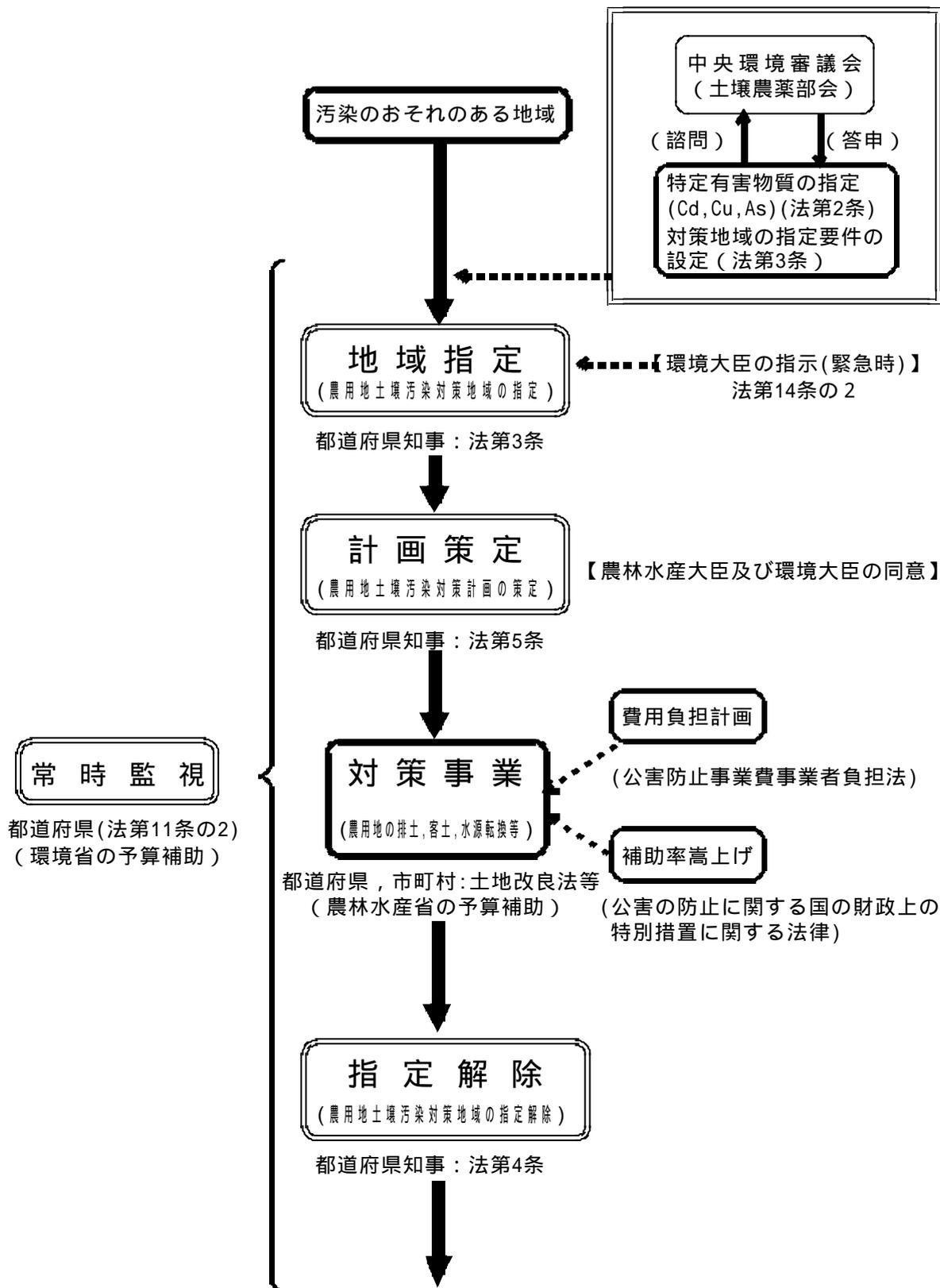
(2) 指針に基づく調査・対策の流れ

指針に基づき事業者が実施する調査・対策の流れは次のとおりである。

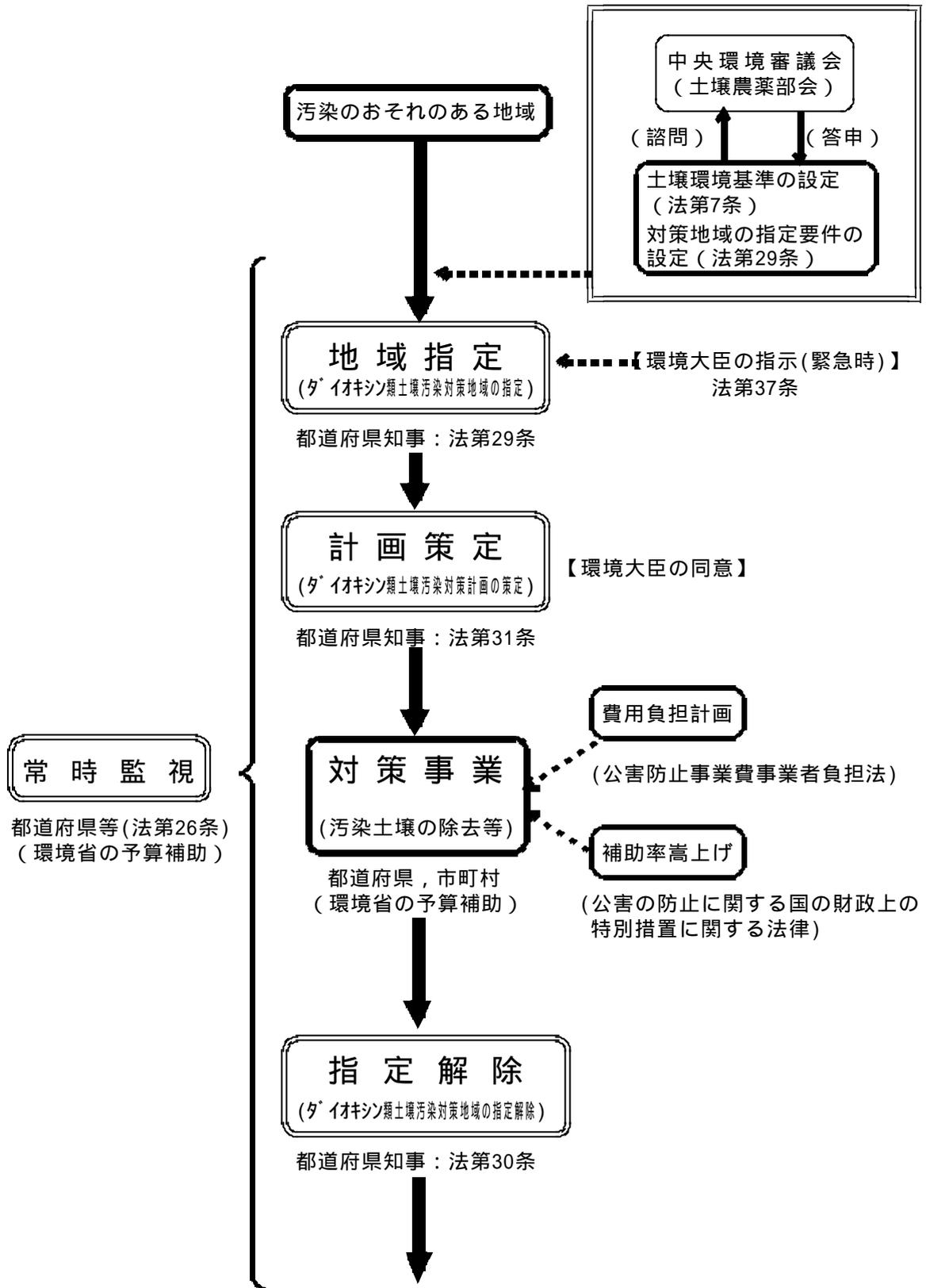


3 土壤環境保全対策関連の既存の法制度の概要

農用地の土壤の汚染防止等に関する法律に基づく土壤汚染対策の体系

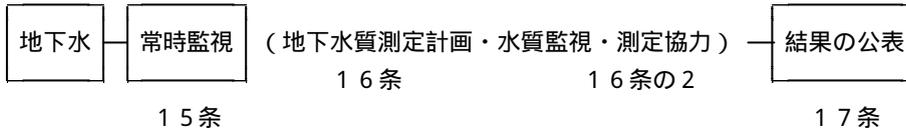


ダイオキシン類対策特別措置法に基づく土壤汚染対策の体系

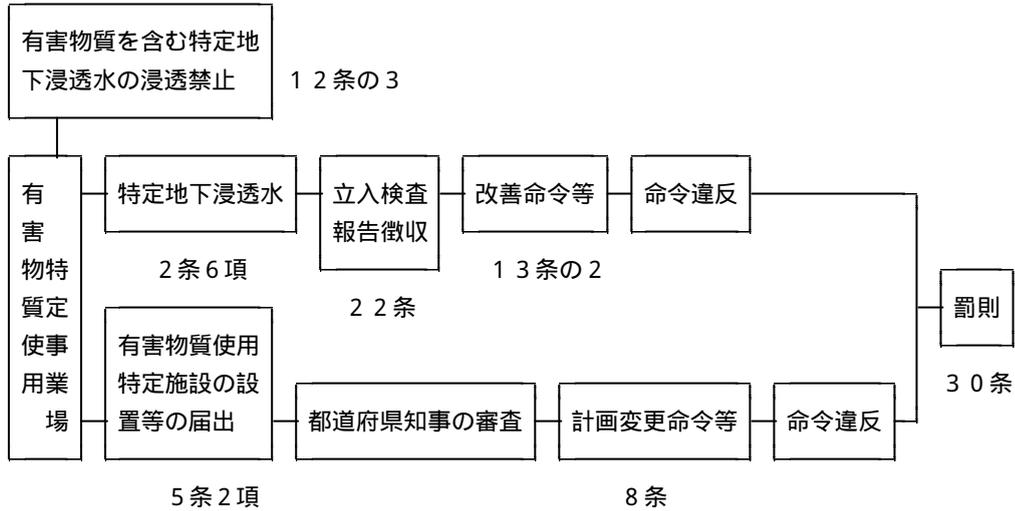


水質汚濁防止法の体系（地下水関係）

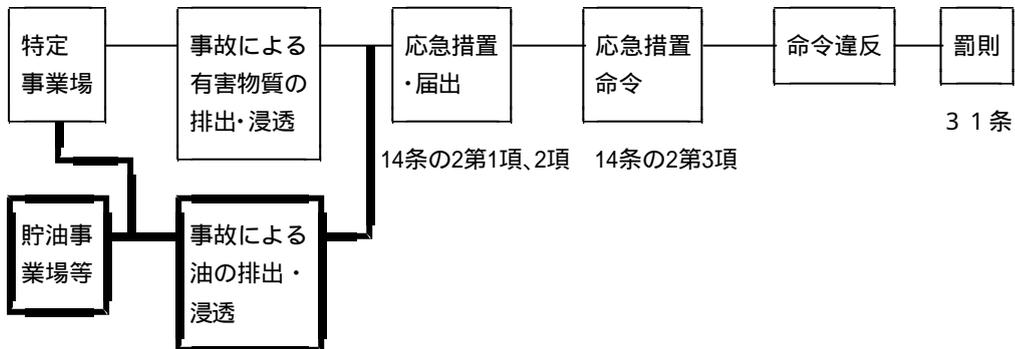
[地下水の常時監視]



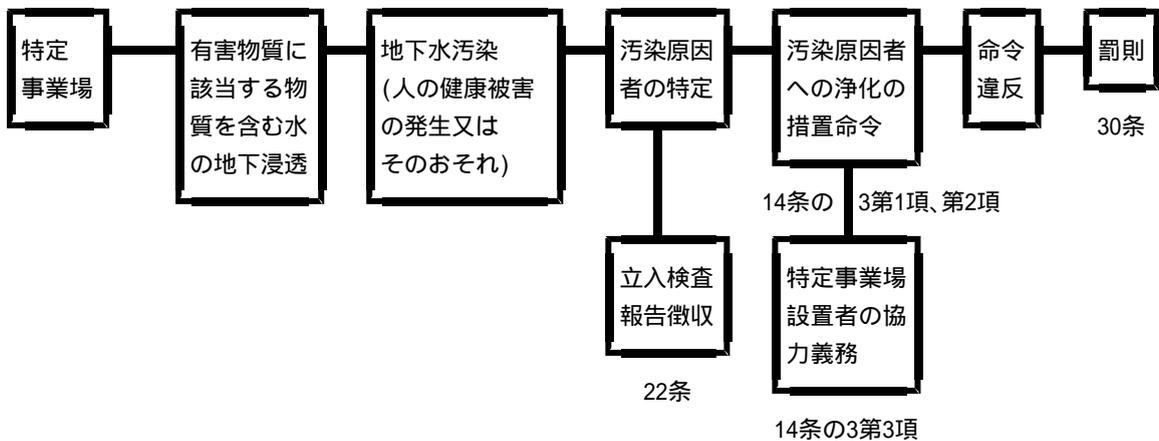
[有害物質の地下浸透禁止]



[事故時の措置]



[汚染された地下水の浄化]



注：太枠は、今回の平成 8 年法改正の対象部分

4. 地方公共団体における土壌汚染対策に関連する条例、要綱、指導指針等の制定状況（平成12年7月現在）

（1）都道府県・水質汚濁防止法政令市が定めている条例、要綱、指導指針等

- 北海道 ・公害防止条例（ ）
- 宮城県 ・公害防止条例（ ）
- 山形県 ・生活環境の保全等に関する条例（ ）
- 群馬県 ・生活環境の保全等に関する条例（ ）
- 千葉県 ・環境保全条例（ ）
・公害防止協定（ ）
- 東京都 ・環境影響評価条例及び同技術指針（ ）
・汚染土壌処理基準（ ）
・都有地土壌汚染対策に係る環境保全局長通知（ ）
- 神奈川県 ・生活環境の保全等に関する条例（ ）
- 新潟県 ・生活環境の保全等に関する条例（ ）
- 福井県 ・公害防止条例（ ）
- 山梨県 ・工場等における地下水汚染防止対策指導指針（ ）
- 静岡県 ・生活環境の保全等に関する条例（ ）
- 京都府 ・環境を守り育てる条例（ ）
- 大阪府 ・生活環境の保全等に関する条例（ ）
- 奈良県 ・生活環境保全条例（ ）
- 和歌山県 ・公害防止条例（ ）
- 鳥取県 ・環境影響評価条例（環境影響評価技術指針）（ ）
- 岡山県 ・公害防止条例（ ）
- 愛媛県 ・土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（ ）
- 大分県 ・生活環境の保全等に関する条例（ ）
- 宮崎県 ・環境影響評価要綱（ ）
- 札幌市 ・環境影響評価条例及び同技術指針（ ）
- 函館市 ・公害防止条例（ ）
- 浦和市 ・環境配慮指針（ ）
・環境率先実行計画（ ）
- 越谷市 ・環境条例（ ）
- 千葉市 ・土壌汚染対策指導要綱（ ）
- 市川市 ・環境保全条例（ ）
- 船橋市 ・環境保全条例（ ）
- 市原市 ・生活環境保全条例（ ）
- 横浜市 ・工場等跡地土壌汚染対策指導要綱（ ）
- 川崎市 ・土壌汚染対策指導要綱（ ）
・環境影響評価に関する条例（ ）
- 新潟市 ・生活環境の保全等に関する条例（ ）
- 金沢市 ・環境保全条例（ ）

- 浜松市 ・ 土壌・地下水汚染の防止及び浄化に関する要綱（ ）
- 名古屋市 ・ 土壌汚染対策指導要綱（ ）
- 堺市 ・ 地下水質保全対策要綱（ ）
- 高槻市 ・ 環境影響評価指導要綱（ ）
- 枚方市 ・ 公害防止条例（ ）
- 八尾市 ・ 公害防止条例（ ）
- 東大阪市 ・ 公害防止条例（ ）
- 神戸市 ・ 環境影響評価等に関する条例及び技術指針（ ）
- 尼崎市 ・ 工場跡地に関する取扱要綱（ ）
- 奈良市 ・ 環境影響評価技術指針（ ）
- 北九州市 ・ 工場・事業場及びその跡地の土壌汚染対策指導要領（ ）

(注) 公有地取得・売却の際に、土壌汚染の有無の確認を土地所有者に行わせるもの
 以外の工場跡地等の用途転換・再開発等の際に土壌調査を事業者を実施させるもの
 、 の調査の結果、土壌汚染が判明した場合に汚染原因者に所要の対策を行わせる、
 又は対策のための費用を汚染原因者に負担させるもの
 事業者が行う自発的な土壌汚染の調査の結果を自治体に報告させるもの
 土壌汚染の存在する場所の情報の登録、管理等を行うもの
 土壌汚染の調査・対策に関する技術的な事項を示したもの
 土壌の汚染の有無の判断基準として、土壌環境基準以外の独自の基準を設けているもの
 土壌汚染の防止、有害物質の地下浸透規制に関する訓示的条項を含むもの
 その他土壌汚染に係る調査・対策を円滑に行うための行政内の関係部局の取決め等

(2) 水質汚濁防止法政令市以外の市区町村が定めている条例、要綱、指導指針等

- 北海道帯広市、苫小牧市、登別市、恵庭市、伊達市、石狩市、福島町、上磯町、恵山町、
 長万部町、余市町、豊浦町、音更町、標津町
 - ・ 公害防止条例
- 北海道下川町
 - ・ 環境保全条例
- 北海道虻田町、厚岸町
 - ・ 公害防止並びに環境保全に関する条例
- 秋田県大館市
 - ・ 環境基本条例 / 環境保全条例
- 神奈川県秦野市
 - ・ 地下水汚染の防止及び浄化に関する条例
- 東京都足立区
 - ・ 環境整備指導要綱及び同細則
- 東京都板橋区
 - ・ 大規模建築物等指導要綱 / 土壌処理基準及び同実施細目
- 東京都大田区
 - ・ 土壌汚染防止指導要綱
- 東京都葛飾区
 - ・ 「公有地取得に際して重金属等による汚染対策」について
- 東京都江東区
 - ・ 建築物等の建設に関する指導方針
- 東京都港区
 - ・ 環境影響調査実施要綱
- 長野県伊那市
 - ・ 環境条例
- 長野県岡谷市、塩尻市、須坂市、戸隠村
 - ・ 公害防止条例

- 長野県駒ヶ根市 ・ 環境保全条例
- 長野県中野市 ・ 環境保全及び公害防止に関する条例
- 長野県飯島町 ・ さわやか環境保全条例
- 長野県高遠町 ・ いきいき環境保全条例
- 長野県長谷村 ・ 自然環境保全条例
- 大阪府和泉市 ・ 生活環境の保全等に関する条例
- 宮崎県都城市 ・ 環境保全条例

(3) 都道府県・水質汚濁防止法政令市が制定している土砂の埋立て等による土壌汚染の防止を図る条例等

- 栃木県 ・ 土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例
- 千葉県 ・ 土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例
- 兵庫県 ・ 淡路地域における残土の埋立事業の適正化に関する要綱
- 愛媛県 ・ 土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例
- 宇都宮市 ・ 土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する指導要綱
- 千葉市 ・ 土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例
- 船橋市 ・ 土砂等による土地の埋立、盛土及びたい積行為の規制に関する条例
- 柏市 ・ 埋立事業規制条例
- 市原市 ・ 土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例

(4) 水質汚濁防止法政令市以外の市区町村が制定している土砂の埋立て等による土壌汚染の防止を図る条例等

埼玉県桶川市、吉見町、栗橋町、大和町

- ・ 土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例

埼玉県加須市、吉川市

- ・ 環境保全条例

千葉県銚子市、館山市、木更津市、野田市、佐原市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、

八日市場市、旭市、習志野市、勝浦市、流山市、八千代市、我孫子市、鴨川市、鎌ヶ谷市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、八街市、印西市、関宿町、沼南町、酒々井町、富里町、印旛村、白井町、本埜村、栄町、下総町、神崎町、大栄町、小見川町、山田町、栗源町、多古町、干潟町、東庄町、海上町、飯岡町、光町、野栄町、大網白里町、九十九里町、成東町、山武町、松尾町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、夷隅町、御宿町、大原町、岬町、富浦町、富山町、三芳村、白浜町、千倉町、和田町、天津小湊町

- (外部から搬入される土砂の分析を事業者に行わせ、土壌汚染の未然防止を図る条例)

大阪府河内長野市

- ・ 土砂埋立て等による土壌汚染と災害を防止するための規制条例

大阪府富田林市 ・ 土砂埋立て等による土壌汚染及び災害を防止するための規制条例

兵庫県五色町、西淡町

- ・ 土砂等の埋立て等による災害及び土壌汚染の防止に関する条例

兵庫県一宮町、津名町

- ・残土埋立事業の適正化に関する条例

大分県国東町、武蔵町、杵築市、安岐町、国見町

- ・土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例

鹿児島県志布志町・土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例

(5) 都道府県・水質汚濁防止法政令市が定めている補助・融資制度

- | | |
|------|--------------------------------------|
| 北海道 | ・環境保全施設整備資金 |
| 福島県 | ・福島県環境創造資金融資 |
| 栃木県 | ・環境保全資金 |
| 群馬県 | ・環境保全創造資金融資 |
| 埼玉県 | ・彩の国環境創造資金 |
| 神奈川県 | ・中小企業制度融資 フロンティア資金 |
| 新潟県 | ・環境保全資金 |
| 富山県 | ・中小企業環境施設整備資金融資 |
| 静岡県 | ・環境保全資金 |
| 愛知県 | ・公害防除施設整備資金融資 |
| 大阪府 | ・中小企業公害防止資金特別融資 |
| 兵庫県 | ・地球環境保全資金融資 |
| 広島県 | ・環境保全資金融資 |
| 山口県 | ・公害防止施設整備資金融資 |
| 徳島県 | ・環境保全施設整備等資金 |
| 愛媛県 | ・環境保全資金融資 |
| 福岡県 | ・環境保全施設等整備資金融資 |
| 高崎市 | ・中小企業地球環境改善資金融資 |
| 所沢市 | ・環境創造資金（土壌汚染処理施設のみ対象） |
| 柏市 | ・中小企業資金融資 |
| 横浜市 | ・中小企業金融 |
| 藤沢市 | ・公害防止資金融資 |
| 静岡市 | ・公害除去資金利子補給 |
| 浜松市 | ・環境保全資金利子補給 |
| 清水市 | ・環境保全資金利子補給制度 |
| 名古屋市 | ・環境保全設備資金斡旋融資 |
| 大阪市 | ・環境保全設備資金融資（土壌汚染防止設備（公害防止用分析機器）のみ対象） |
| 高槻市 | ・中小企業公害防止及び下水道の除害施設設置等に係る資金特別融資 |
| 神戸市 | ・環境保全資金融資制度実施要綱 |
| | ・環境保全資金利子補給交付要綱 |
| 福山市 | ・環境保全資金融資 |
| 福岡市 | ・公害防止資金 |
| 宮崎市 | ・環境改善資金利子補給 |